MPO 法人 ナルク会 長 高畑 敬一

『道路運送法改正に基づくナルクの「移送ボランティアに」に関する考え方とその取り扱いについて』に関する申し合わせ事項の解説について

標記については、9月21日付文書で申し合わせ事項を連絡し、実施しておりますが、 文章が分かりにくいとのご意見が多々聞かれますので、下記の通り、平易な文章で解説を致します。

記

- 1. 移送ボランティア利用者(以下「利用者」という) に対する取り扱い
 - ① 利用者は、ボランティア提供者が自分の家を出てから帰るまでの走行キロ数 ×50 円の基準でガソリン代の実費を活動拠点に支払う。
 - ② 時間預託点数を保有する利用者は、移送中(乗車中)を除く介助時間の点数を使用する。
 - ③ 時間預託点数を保有しない利用者は、当然点数を使用できないが、拠点運営費逼迫の場合の 「寄付お願い対象者」となる。
- 2. 移送ボランティア提供者(以下「提供者」 という) に対する取り扱い
 - ① 提供者は、自宅を出てから帰るまでの走行キロ数 ×50円の基準でガソリン代を活動拠点 から受け取る。
 - ② 提供者は、上記の走行キロ数 ×20 円程度の金額を活動拠点へ寄付する。
 - ③提供者は、ボランティア活動時間(利用者宅到着後からボランティア活動を終了し、利用者宅を離れるまでの時間)の点数を活動拠点より受け取る。
- 3. 移送ボランティアに対する活動拠点の取り扱い

活動拠点は

- ① 供者の車の走行キロ数 ×50 円の基準によるガソリン代を利用者より受け取り、提供者に渡す。
- ② 走行キロ数 ×20 円程度の金額を寄付として提供者より受け取り拠点運営費に充てる。
- ③ 提供者に対し、ボランティア活動時間(利用者宅到着後からボランティア活動を終了し、利用者宅を離れるまでの時間)に対する点数を付与する。
- ④運営費逼迫のおりは利用者に対し『「活動拠点運営費寄付お願い」に対する要領』に基づき 寄付のお願いをする。

以上